

# 安曇野市談合情報対応マニュアル

## 第1 趣旨

このマニュアルは、安曇野市が締結する契約に係る入札の適正を期するため、入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）への対応について定める。

## 第2 情報の確認

談合情報について通報を受けた者は、次により取り扱う。

- (1) 当該情報の提供者の身元、氏名、連絡先、談合情報の内容を確認する。
- (2) 談合情報の提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請する。
- (3) 速やかに契約検査課長へ通報する。なお、新聞等の報道により情報を把握した場合にも契約検査課長へ通報する。

## 第3 審議等が必要か否かの判断

談合等に関する情報が次の1から3のいずれかに該当する場合は、安曇野市建設工事等指名選定委員会又は安曇野市物品等入札業者選定委員会（以下「委員会等」という。）による審議を行う。

- 1 情報提供者の氏名及び連絡先が明らかであり、対象工事（案件）名が限定される、又は、対象工事（案件）名が推測される場合
- 2 匿名情報である場合において、次の(1)から(4)のうち複数の情報が含まれている場合
  - (1) 談合に関与した者が明らかである。
  - (2) 談合が行われた日、場所、具体的な方法が明らかである。
  - (3) 落札予定業者（JVの場合は、代表者でも可。）が明らかである、又は落札予定金額が明らかである、若しくは特定の業者から入札金額を指示されている。
  - (4) その他談合に参加した当事者以外に知り得ない情報がある。
- 3 上記1及び2に該当しない場合において、明らかに談合があったと分かる情報がある場合

## 第4 談合情報の取り扱い

前条により委員会等の審議が必要とした場合、契約検査課長は可能な限り情報提供者への事情聴取を行うとともに、情報内容を委員会等の委員長（以下「委員長」という）へ報告する。

## 第5 委員会の招集及び審議

委員長は、談合情報の報告を受けた場合は委員会を招集する。委員会は、当該談合情報の信憑性及び「第7 談合情報対応の具体的な手続き」以下の手続きによることが適当であるか否かについて審議し、必要な手続きを行う。ただし、緊急やむを得ない事情があり、委

員会の会議を開催することができない場合は、委員長の決定をもって委員会の審議を経たものとするができる。

## 第6 公正取引委員会及び警察への通報

委員長は、委員会等の審議を踏まえ「第7 談合情報対応の具体的な手続き」以下の手続きによることとした談合情報については、公正取引委員会及び警察へ通報する。

## 第7 談合情報対応の具体的な手続き

委員会等により談合情報対応の具体的手続きを行う決定があった場合は、原則として次に従い対応する。

### 1 落札決定前に談合情報を把握した場合

#### (1) 事情聴取

- ① 入札参加者全員から個別に事情聴取する。入札参加者が共同企業体の場合は、構成員全員から事情聴取する。事情聴取は契約検査課職員が複数で行い、必要に応じて担当課の職員を同席させる。なお、事情聴取は責任ある回答のできる者から行う。
- ② 事情聴取は、その後の委員会の審議にかかる日程等を考慮し、入札執行前に十分な余裕を持って行うか、入札開始時刻等の繰下げ若しくは入札を延期した上で行う。
- ③ 事情聴取の結果については、事情聴取書を作成し委員長へ報告する。
- ④ 事情聴取の結果に基づく談合事実の存否の認定は、委員会等が行う。

#### (2) 談合の事実があったと認められる場合の対応

談合の事実があったと認められる場合には、入札の執行を中止する。（入札心得第5条適用）

#### (3) 談合の事実があったと認めるに至らない場合の対応

- ① 談合の事実があったと認めるに至らない場合には、全ての入札参加者から誓約書を提出させる。
- ② 入札執行に当たっては、「入札後、談合の事実が認められた場合には入札を無効とする」旨を宣言し、入札を執行する。
- ③ 全ての入札参加者に対し、第1回の入札に際し工事費内訳書の提出を求める。
- ④ 開札し落札候補者を決定する。
- ⑤ 積算担当者（当該工事等の積算内容を把握している職員）により工事費内訳書のチェックを行う。
- ⑥ 工事費内訳書のチェックにおいて、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、落札決定を保留し委員会等で審議をする。委員会等で談合の事実があったと認められた場合は、入札の執行を中止する。

#### (4) 落札者決定にあたっての留意点

落札の決定を行うに先立ち「談合情報に関する一切の資料の写しを公正取引委員会及び警察に送付する」旨を入札参加者に説明し、その上で落札者を決定する。

### 2 落札決定後に談合情報を把握した場合

落札決定後に談合情報があった場合には、入札結果等を公表していることに留意し、以

下の手続きによる。

(1) 契約（仮契約を含む。）締結以前の場合

- ① 契約の締結を留保する。
- ② 入札参加者への事情聴取は、「1 落札決定前に談合情報を把握した場合」中の(1)①に定めるところに従って行い、事情聴取の結果については事情聴取書を作成し、委員会の委員長へ報告する。
- ③ 事情聴取の結果に基づく談合事実の存否の認定にあたっては、委員会等の審議を経て行う。
- ④ 談合の事実があったと認めるに至らない場合には、全ての入札参加者から誓約書を提出させた上で落札者と契約を締結する。
- ⑤ 談合の事実があったと認められる場合には、入札を無効とする。

(2) 契約（仮契約を含む。）締結後の場合

- ① 入札参加者への事情聴取は、「1 落札決定前に談合情報を把握した場合」中の(1)①に定めるところに従って行い、事情聴取の結果については事情聴取書を作成し、委員会の委員長へ報告する。
- ② 事情聴取の結果に基づく談合事実の存否の認定にあたっては、委員会等の審議を経て行う。
- ③ 談合の事実があったと認めるに至らない場合には、全ての入札参加者から誓約書を提出させる。
- ④ 談合の事実があったと認められる場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断する。

3 その他

(1) 公正取引委員会及び警察への通報

公正取引委員会及び警察への通報は市長名において行う。

(2) 報道機関への対応

報道機関への対応については契約検査課長が行う。

附 則

このマニュアルは、平成23年5月1日より施行する。

附 則

このマニュアルは、平成26年4月1日より施行する。

附 則

このマニュアルは、平成27年4月1日より施行する。

附 則

このマニュアルは、平成29年4月1日より施行する。